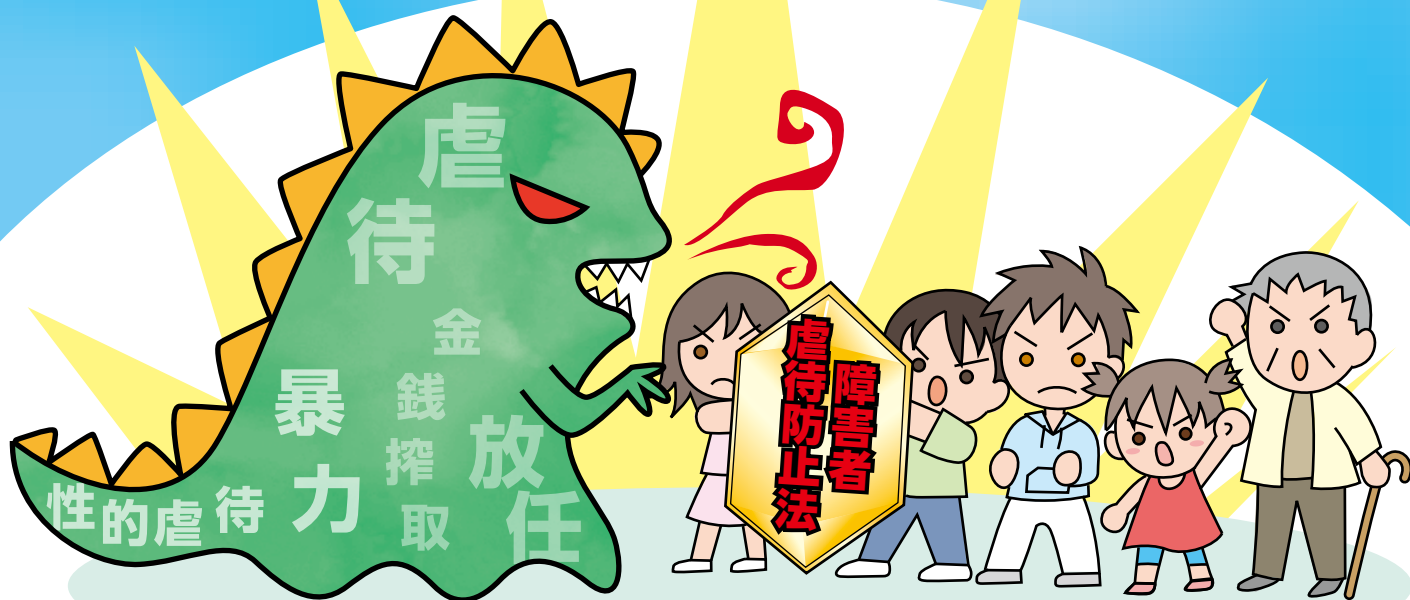


# みんなで障がい者を 虐待から守ろう

～「障害者虐待防止法」が施行されました～



## 障がい者を虐待から守りましょう

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加を妨げるものです。虐待はどこでも起こりうるものであり、虐待する側、される側に認識がないことがあります。そのため、虐待を防ぐには、市民一人ひとりが問題を認識して、虐待の兆しがあれば、見落とさず、早期に発見することが重要です。こういった観点から、社会として予防や対応に努め、障がい者を虐待から守り、住みよい社会を作らなければなりません。



# しょうがいしゃぎやくたいぼう し ほう 「障害者虐待防止法」って？

## ◆「障害者虐待防止法」とは

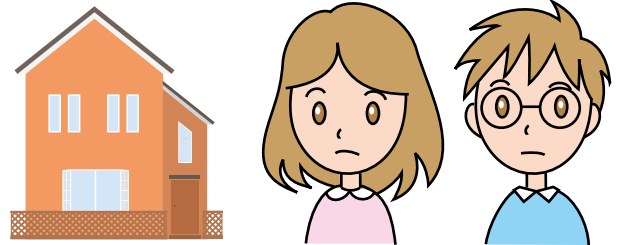
「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が正式名称で平成24年10月1日から施行となりました。この法律では虐待により、障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐことを目的としています。

また、虐待の早期発見や予防、虐待が発生した時の対応等についても定めています。

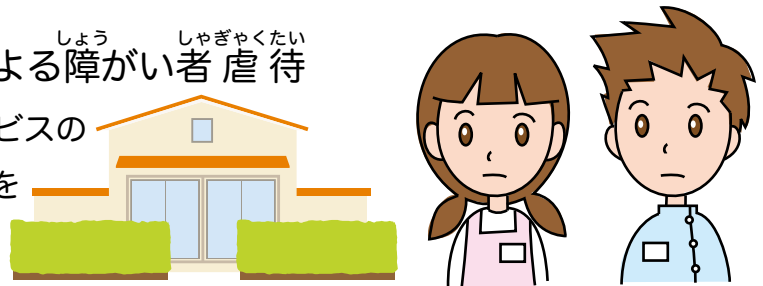
## ◆障がい者虐待の種類について

障害者虐待防止法では、虐待について次の3つに分類しています。

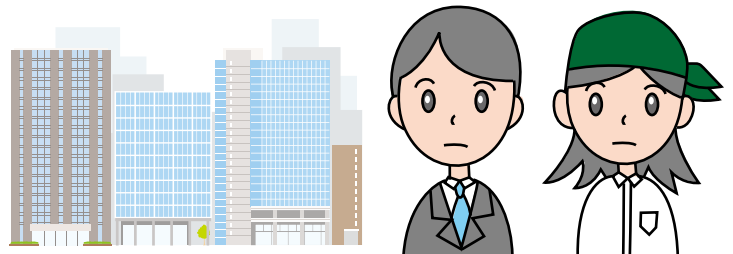
①養護者による障がい者虐待  
家族や親族、同居している人による虐待をいいます。



②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待  
障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている人による虐待をいいます。



③使用者による障がい者虐待  
障がい者を雇っている事業主等による虐待をいいます。



## ◆対象となる障がい者とは

対象となる障がい者については、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者があり、障害者手帳を所持してない場合も含まれます。

また、18歳未満や65歳以上の方についても障害者虐待防止法が適用されることがあります。

# 1 身体的虐待

暴力などによって相手に外傷を与えたり、身動きをとれないような状態にすること。

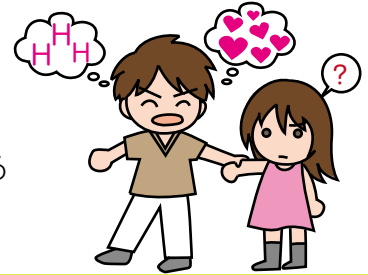
- 例
  - 平手打ちする ・ 殴る ・ 蹴る ・ 壁に叩きつける ・ つねる
  - 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・ やけどや打撲をさせる
  - 身体拘束 ・ 薬を飲ませる など



# 2 性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。

- 例
  - 性交 ・ 性器への接触 ・ 性的行為を強要する ・ 裸にする
  - キスする ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、または会話する
  - わいせつな映像を見せる など



# 3 心理的虐待

脅したり、侮辱などの言葉をかけたり、態度をとることで精神的な苦痛を与えること。

- 例
  - 「バカ」「あほ」など障がい者を侮辱する言葉を浴びせる ・ 怒鳴る
  - ののしる ・ 悪口を言う ・ 仲間に入れない ・ 子ども扱いする
  - 人格をおとしめるような扱いをする
  - 話しかけているのに意図的に無視する など



# 4 放棄・放任

食事や入浴などの身の世話をしない、必要な福祉サービス等を受けさせないなどして、状態や環境を悪化させたり、悪い状態で保つこと。

- 例
  - 食事や水分を十分に与えない ・ 食事の著しい偏りによって栄養状態を悪化させる
  - あまり入浴させない ・ 汚れた服を着させ続ける ・ 排泄の介助をしない
  - 髪や爪が伸び放題 ・ 室内の掃除をしない
  - ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる
  - 病気やけがをしても受診させない ・ 学校に行かせない
  - 必要な福祉サービスを受けさせない、制限する
  - 同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する など



# 5 経済的虐待

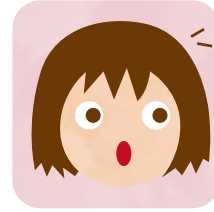
財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

- 例
  - 年金や賃金を渡さない ・ 本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する
  - 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
  - 本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

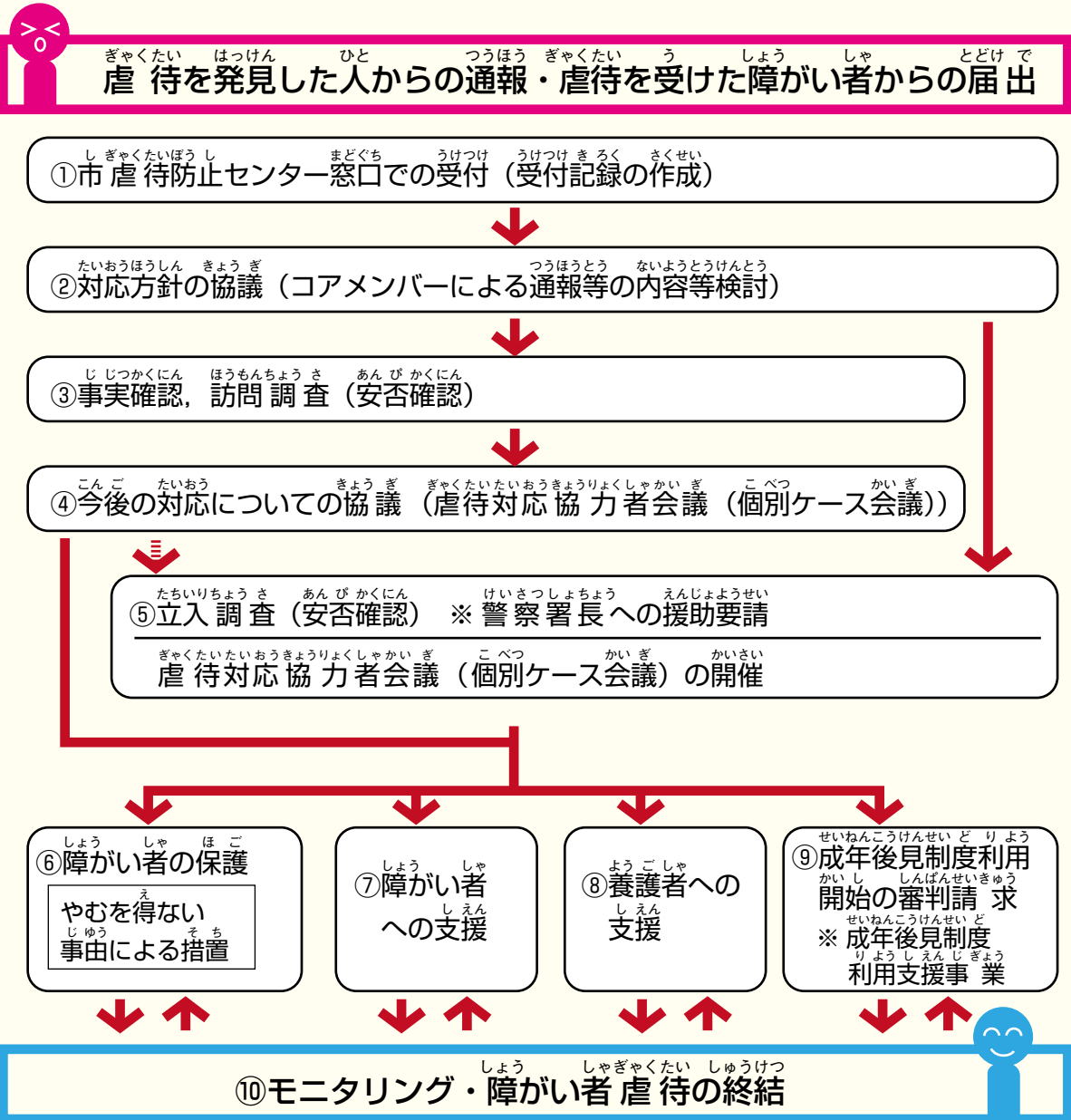


# 虐待に気づいたら…

身近なところでもし虐待を発見したり、虐待が疑われるようなことがありましたら、障がい者虐待防止センターへ通報してください。また虐待を受けたり、虐待を受けたのではと思われるときもセンターへ届出てください。なお、通報や届出を行った人の情報は守られますのでご安心ください。



## 障がい者虐待が発生した場合の対応（養護者による虐待の場合）



障がい者虐待に対する通報・届出やご相談については  
障がい者虐待防止センターへお願いします。

高松市障がい者虐待防止センター 高松市番町1丁目8番15号（高松市障がい福祉課）  
 電話：087-839-2333 Fax：087-821-0086  
 休日・夜間：高松市役所守衛室 電話：087-839-2258